附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内閣の機関	平成二十八年六月三十日までの間	一、一七四人	うち、一六人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	平成二十八年六月三十日までの間	一三、九六九人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十八年七月一日から同年九月三十日までの間	一三、九七〇人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
総務省	平成二十八年六月三十日までの間	四、八四九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十八年七月一日から同年九月三十日までの間	四、八四七人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	平成二十八年九月三十日までの間	五二、九四六人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八一三人は、検察庁の職員の定員とする。
	平成二十八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五二、八二三人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八一三人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	平成二十八年九月三十日までの間	五、九六〇人	うち、一六三人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	平成二十八年九月三十日までの間	七一、二一七人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	平成二十八年九月三十日までの間	二、一四五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	平成二十八年六月三十日までの間	三一、六九九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	平成二十八年九月三十日までの間	八、〇三一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	平成二十八年九月三十日までの間	五八、六二六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

3　新令第一条第二項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
国家公安委員会	平成二十八年九月三十日までの間	七、八一三人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、二、一六五人は、警察官の定員とする。
個人情報保護委員会	平成二十八年六月三十日までの間	七七人	事務局の職員の定員とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百五号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「八十五人」を「八十七人」に改める。

附則第五項を削る。

附則第六項中「及び前項に規定するもの」を削り、同項を附則第五項とする。

附則第七項を附則第六項とする。

附則第八項中「八十五人」を「八十七人」に、「八十四人」を「八十六人」に改め、同項を附則第七項とする。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎